

広情個審第31号

平成28年11月25日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年8月11日付け広人人第92号及び平成26年9月16日付け広人人第138号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第82、92号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成26年8月11日付け広人人第92号の諮問事案（諮問第82号事案）
平成26年7月14日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月25日付け広人人第84号で行った存否応答拒否決定に対する同月26日付け異議申立て
- ② 平成26年9月16日付け広人人第138号の諮問事案（諮問第92号事案）
平成26年8月4日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月14日付け広人人第100号で行った存否応答拒否決定に対する同月18日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記2件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした文書を「本件請求対象文書」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当です。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりです。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、請求する情報の存在を明らかにし、存在するのであれば、開示するよう求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 申立人は処分の対象者の氏名も承知しており、処分に相当すると思料される違反行為についても承知しており、個人情報保護する理由がない。

イ 処分の対象者は、広島市幹部職員と言える地位にあり、その職責から処分の有無を明らかにすることは、対象者個人の権益よりも公共性が高く、情報公開を優先するべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書の主張を要約すると、次のとおりです。

- (1) 申立人は、自らが処分の対象者の氏名及び違反行為について承知していること等を理由に、同人らに対する処分に係る情報が広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号の不開示情報に当たらない旨主張するが、申立人が開示を求めている情報は、その氏名によって個人が識別されていることから、条例第7条第1号にいう個人情報に該当し、不開示情報である。
- (2) 特定個人の懲戒処分等に係る文書の開示を求められた場合において、当該個人が処分を受けていなければ公文書不存在決定を通知し、処分を受けていれば公文書不開示決定等を通知していたのでは、結局のところ誰が処分等を受けたのか等の不開示情報が明らかになるから、これを防ぐためには、存否応答拒否を通知したことは妥当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 審議の併合について

諮問第82号及び諮問第92号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとしました。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号の定めについて

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定しています。

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての

情報を意味しているものと解され、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、特定の職員個人に関する事実、評価等に関する情報であることから、個人情報に当たります。

また、同号ただし書において、「ア 法令（条例を含む。）の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」、「イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」、「ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「エ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定しています。

イ 本件不開示部分の条例第7条第1号該当性について

本件開示請求において、申立人は、特定の職員の懲戒処分関係書類の開示を求めていることから、本件請求対象文書は、特定の職員に関する懲戒処分等に関係する一切の公文書ということになります。そうすると、本件存否情報を明らかにすることは、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、その特定の職員に関する懲戒処分等の情報（以下「本件情報」ともいう。）を明らかにすることになります。そして、本件情報は、氏名により特定されていますから、「特定の個人を識別することができるもの」に当たることも明らかです。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第7条第1号本文に該当します。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件情報、すなわち、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、当該職員の人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきですから、本件職員の「職務の遂行に係る情報」ということはできません。したがって、本件情報は同号ただし書エには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないものと認められます。

以上によれば、本件情報は、条例第7条第1号の不開示情報に該当するところ、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになりますから、条例第10条により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができるというべきです。

なお、申立人は、処分の対象者の氏名及び処分に相当すると思料される違反行為についても承知しているから、個人情報保護を理由がない旨主張しています。しかし、条例は、開示又は不開示の判断に当たって、開示請求者が誰であるか、開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報を知っているかなどの個別的事実を考慮しないと解されることから、申立人の主張は、前記の判断を左右するものではありません。

(3) 条例第9条該当性について

申立人は、本件職員が幹部職員と言える地位にあることから、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の利益よりも、処分の有無を明らかにすることの公共性が高いとして、本件情報を開示するよう主張しています。

条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の裁量により当該公文書を開示することができる旨を定めています。ところで、職員が非違行為を行った場合、実施機関は、その重大性等に応じ地方公務員法第29条に定める懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）や懲戒処分以外の措置（文書厳重注意等）を行っています。このうち、懲戒処分を行った場合には、被処分者の所属局、職位、年齢、処分内容、処分理由及び処分年月日を公表していますが、条例第9条を踏まえ、氏名を公表するのは特に重く責任を問う懲戒免職処分を行った場合に限定しています。本件についてこれを見ると、申立人の主張する職員の非違行為に関して、条例第9条を適用して開示すべき公益上の必要性が特にあるとは認められません。

(4) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 8. 11	広人人第92号の諮問を受理（諮問第82号で受理）
26. 9. 16	広人人第138号の諮問を受理（諮問第92号で受理）
28. 7. 5 (第1回審査会)	第1部会で審議
28. 7. 29 (第2回審査会)	第1部会で審議
28. 9. 1 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授